明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（三〇三）　二

○地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令（三〇四）　四

○平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（三〇五）　四

〔省　令〕

○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（**外務**一〇）　七

〔告　示〕

○重要文化財を国宝に指定する件（**文部科学**二〇四）　八

○重要文化財に有形文化財を追加して国宝に指定する件（**同**二〇五）　八

○重要文化財を分割して指定する件（**同**二〇六）　八

○旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定により認定された物件を重要文化財に指定する件並びに旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件（**同**二〇七）　八

○有形文化財を重要文化財に指定する件（**同**二〇八）　八

○重要文化財に有形文化財を追加して重要文化財に指定する件（**同**二〇九）　八

○重要文化財を統合して指定する件（**同**二一〇）　八

○国宝の名称を改める件（**同**二一一）　八

○重要文化財の名称を改める件（**同**二一二）　八

○重要文化財の員数を改める件（**同**二一三）　八

○旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件（**文化庁**七六）　八

○道路に関する件（**東北地方整備局**二一一～二一三）　八

○道路に関する件（**関東地方整備局**二三九～二四五）　八

本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第三〇三号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　この政令は、平成三〇年一一月一日から施行することとした。

◇地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第三〇四号）（総務省）

1　平成三一年四月一日から山形市、福井市、甲府市及び寝屋川市を地方自治法第二五二条の二二第一項の中核市として指定することとした。（本則関係）

2　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第三〇五号）（内閣府本府）

1　平成二八年熊本地震による災害に係る中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を平成三一年一〇月三一日まで延長することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。